

# ウクライナ避難民の受け入れをめぐる 教育支援の経験と課題

内 川 明 佳\*

Ensuring Educational Support for Ukrainian Refugees in Japan:  
Lessons and Challenges

Sayaka UCHIKAWA

## Abstract

Currently, approximately 5.68 million Ukrainian refugees, primarily women and children, are staying outside the country. Japan has received about 2,000 Ukrainian refugees, with children under 17 years old accounting for 10 to 20 percent. This article aims to shed light on the experience of accepting Ukrainian refugees in Japan, with a particular focus on the challenges and responses encountered in the field of education and schooling. Ukrainian refugee children studying in Japan, for example, face: 1) double schooling, where they attend both Japanese schools and Ukrainian online courses; 2) difficulties in learning and communicating in schools due to limited Japanese language proficiency; 3) insufficient opportunities to learn their native language and culture; and, 4) inadequate support for transitions to further education after compulsory schooling. Schools, local governments, related organizations and community volunteers have provided many types of assistances; however, the lack of institutional and legal frameworks still leads to regional disparities in the quality of those efforts. As Japanese society anticipates an increase in the number of foreign residents in the future, the experience of having Ukrainian refugee children in schools offers critical insights and crucial implications that are essential for rethinking educational approaches, specifically for children from diverse cultural and linguistic backgrounds.

---

\* 東海大学准教授 (Associate Professor, Tokai University)

## 要旨

現在、女性や子どもを中心に、約568万人のウクライナ避難民が国外に滞在している。日本は、約2千人を受け入れ、その1～2割を17歳以下の子どもが占める。本稿は、日本におけるウクライナ避難民の受け入れの経験、特に、教育現場における課題と対応の実態を明らかにすることを目的とする。日本で学ぶウクライナ避難民の子どもたちは、①日本の学校教育とウクライナのオンライン授業を並行して受けるダブルスクーリング、②日本語が理解できないことから生じる学習やコミュニケーション上の困難、③母語・母文化継承の機会の不足、そして、④義務教育修了後の進学支援の不十分さ、などの課題に直面している。これらに対して、学校、自治体、支援団体や地域のボランティアが試行錯誤しながら支援を行なっているが、制度的・法的基盤が欠如しているために、取り組みの内容や水準には地域格差が生じている。今後、文化的言語的に多様な子どもがますます増えることが予測される日本社会において、ウクライナ避難民受け入れの経験は、教育制度や教育のあり方を検討する上で重要な示唆を提示している。

## キーワード

ウクライナ避難民、教育支援、日本、人の移動、在留外国人支援

## 1. はじめに

2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻直後、一時は1000万人を超えるウクライナ人が国外に脱出した。2025年7月末時点、女性や子どもを中心に568万人が国外に避難し、334万人がウクライナ国内にて国内避難民となっている（OECD 2022；UNHCR 2025）。最も多くのウクライナ避難民を受け入れている国は、ドイツ（123万人）で、次にポーランド（100万人）、チェコ（37万人）、英国（25万人）、スペイン（24万人）と続き、現在、ヨーロッパ域内に510万人<sup>1)</sup>、避難民全体の90パーセントが暮らしている。ヨーロッパ域外において、最も多くのウクライナ避難民を受けいれている国は、カナダ（約30万人）と米国（20万人以上）である（プラン・インターナショナル・ジャパン 2025；UNHCR 2025）。

難民や避難民を受け入れることが少ない日本社会においても、ウクライナの戦火を逃れようとする人々を支援したいという機運は前向きにとらえられた。日本政府の動きも従来と比べ、迅速で手厚かった。出入国在留管理庁によると、2022年3月2日以降、ウクライナ避難民の入国者数は2818人（2025年8月31日現在）であり、すでに約3割が日本を離れたため、2025年8月31日現在、日本にとどまっているのは1944人となっている（出入国在留管理庁 2025b）。ヨーロッパ諸国、カナダや米国と比較すると、2千人前後という数は絶対値としては少ない。しかし、日本が、1982年から2023年までの41年間で受け入れた条約

難民数の合計は1420人、そして、定住（インドシナ）難民の受け入れのピーク時（1981年）の数が年1203人だった<sup>2)</sup>ことを鑑みると、ウクライナ避難民の2千名という数が日本社会にとってはいかに大きいかがということがわかる（出入国在留管理庁 2024；堀田 2022：2-3）。

ウクライナ避難民の多くは、戦争の不可抗力という社会的な大きなプッシュ要因、そして、その中でそれぞれの家庭での判断があり、国内外に避難をしている。人が国境を超えて移動するとき、通常であれば、移住先の国や地域の強いプル要因も働く。例えば、政治的な安定性、教育・医療・福祉制度やサービスの充実、雇用機会の豊富さ、そして、自国のコミュニティがあることなどである。言語的文化的な背景が近いわけでもなく、ウクライナ人の大きなコミュニティがあるわけでもない日本に一定数のウクライナ避難民が辿り着いたことを踏まえると、当初、日本政府が提示したウクライナ避難民受け入れの措置が、ヨーロッパ諸国に劣らないものであったからではないかと考えられる。日本政府による生活費の支援（身元引受先がない者を対象に1日あたり最大2400円）は、OECD 諸国の中で、国ごとに支給条件や方法は異なるが最も高かった（堀田 2022：4；OECD 2022：19-27）。実際、日本財団がウクライナ避難民を対象に実施した調査においても、「日本を選定した動機」（複数回答可）として、「日本へのあこがれ」（約90パーセント）といった抽象的なものの次に「支援金が充実している」、「支援サービスが充実している」（ともに約80パーセント）が多く、「知り合いがいた」、「家族・親戚にいた」は半数以下（40～50パーセント）である（日本財団 2025）。

移住・避難先における教育の機会も、本来であれば、大きなプル要因となりえる。いかに質の高い教育機会へのアクセスが確保、保障され、教育の内容が充実しているのか、といった点は、移民や難民が移住先を決める際に考慮する重要な要因である。移住先の社会で必要とされる言語を習得し、社会化を成し遂げ、職業的地位を確立することは、医療や福祉などのサービスも受けながら、長期的に生活基盤を安定させるためにも欠かせない（松本 2017：78）。しかし、ウクライナ避難民の場合、避難の緊急性、そして、各国から支援金や支援サービスが迅速に提示されたことから、避難先を選択する際に、子どもの教育機会や環境がどの程度優先され、移住・避難の判断材料となったかは明らかではない。日本に暮らすウクライナ避難民の場合においても、日本を選択するにあたって、その決断に「教育」がどの程度反映されていたかは不明である。

本稿は、この3年半にわたりウクライナ避難民を受け入れた日本社会が、特に教育現場において、どのような経験をし、どのような課題に直面してきたのかを明らかにすることを目的とする。日本の教育現場では、日本語を話さない文化的言語的に多様な子どもたちを受け入れる環境が、近年、改善されつつあるものの、地域間での差は依然として大き

く、十分に整備されているとは言い難い。ウクライナ避難民の子どもたちに対する支援も、学校、自治体、支援団体やボランティアが、試行錯誤しながら調整しているのが現状である。

本稿では、まず、日本に暮らすウクライナ避難民の概況を整理し、次に、ウクライナの子どもと教育の現状について論じる。その上で、ウクライナ避難民の受け入れによって明らかになった日本の教育課題を描き、考察することで、従来の課題を再認識するとともに新たな課題を浮き彫りにする。ウクライナの子どもの若者が、今後、どれだけ日本において、高校や大学に進学しキャリアを築いていくのかは定かではないが、彼ら・彼女らを受け入れた経験は、多様な背景を持つ子どもたちの教育のあり方を考える上で重要な手がかりとなるはずである。なお、先行研究はまだ限られているため、本稿は、2022年2月以降の報道や関連団体による活動・調査報告（アンケートやインタビューなど）を主な資料としている。

## 2. 日本に暮らすウクライナ避難民の概況

上述のとおり、出入国在留管理庁によると、2022年3月2日以降、ウクライナ避難民の入国者数は2818人、うち女性が1985人（70パーセント）、18歳未満が395人（14パーセント）である。2025年8月31日現在、1944人が日本にとどまり、島根、愛媛、高知を除く44都道府県で暮らしている。そのうち、635人（33パーセント）が東京に、そして、千葉（162人）、神奈川（164人）、埼玉（74人）を合わせると、半数以上が首都圏に滞在している（出入国在留管理庁 2025b）。

### （1）受け入れ支援と補完的保護対象者認定制度

2022年3月以降、多くの自治体が短い期間で受け入れ体制を整備し、一時的な滞在施設や住居、家具、家電の提供に加え、役所や行政での手続きの補助、スマートフォンの無償貸与、就労相談、医療サービスの紹介など、ウクライナからの避難者が日本でいち早く日常生活をはじめられるように、さまざまな支援を実施した。さらに、継続して、生活費支援の案内、学校への就学援助、日本語教室の案内、通訳・翻訳のサービスなどのサポートも行われている（南野 2023：65；横浜市 2025）。これらの支援は、自治体や行政だけでなく、企業、NPO 法人、日本語学校や地域など多くのアクターが協働することで可能となっている。

日本政府は、2022年2月より、ウクライナ避難民のうち、身許引受先がない者（避難民全体のうち約1～2割）を対象に、生活費として1日あたり最大2400円を最長2年支給し

てきた。また、民間では、日本財団がおそらく国内最大規模の70億円を超える経済的支援を実施、身元保障人がいる避難者を対象とし、1807人に渡航費（1人あたり上限30万円、平均15万円）、1974人に生活費（1人あたり1年100万円、最長3年間）、1052件の住環境整備費（1戸あたり50万円）を支給した（日本財団 2025）。その他、似鳥国際奨学財団は、180人のウクライナ避難民を対象として2年間の生活費（1年目：1人あたり1ヶ月8万円、2年目：1人あたり1ヶ月4万円）を支援（似鳥国際奨学財団 2025）、また、各自治体も、その内容や金額はさまざまであるが、一時金、生活費、生活用品費などを支給した。

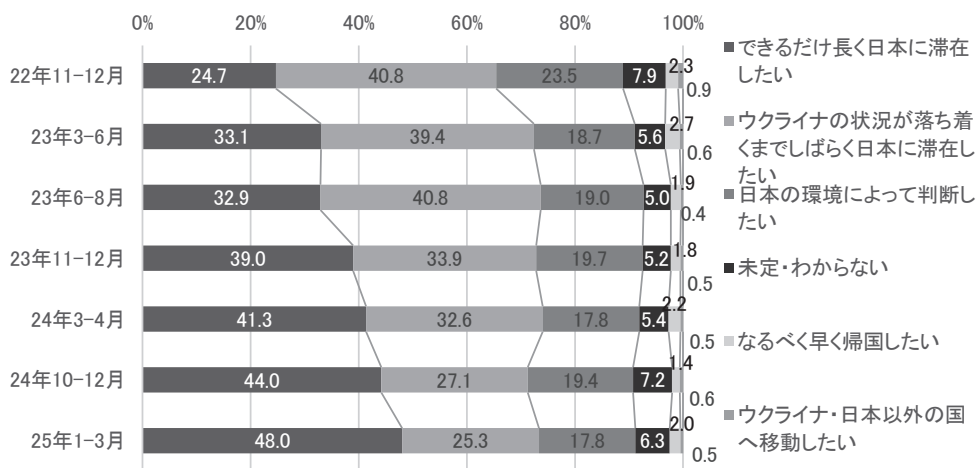
2023年には、改正入管難民法が施行され、同年12月から「補完的保護対象者」の認定制度も開始された。同制度は、「難民の地位に関する条約」（いわゆる難民条約）上の難民の要件にはあてはまらないものの難民に準じて保護すべき避難者を保護する仕組みである。「補完的保護対象者」と認定されると、最長5年の滞在が可能となり、定住支援プログラム<sup>3)</sup>に参加できる（出入国在留管理庁 2025b）。また、「定住者」の在留資格が与えられ、就労の制限もなくなる。2024年の1年間で、条約難民として認められた難民認定件数は190件（アフガニスタンが最多の102人）であった一方で、補完的保護対象者の認定数は1661人、うちウクライナ人が最も多く1618人を占め、次にシリア（17人）、ミャンマー（13人）と続いている（出入国在留管理庁 2025c）。

## （2）滞在の意思と見通し

日本財団は、2022年6月から年3回、ウクライナ避難民へのアンケート調査（回答者数は初回を除き1000人程度）を実施している。最新の第9回目調査（調査期間は2025年1月21日から3月2日まで、調査結果の公表は2025年4月8日）によると、調査対象者937人のうち、48.0パーセントが「できるだけ長く日本に滞在したい」、25.3パーセントが「ウクライナの状態が落ち着くまではしばらく日本に滞在したい」と回答している。下の図表1のとおり、滞在期間が1年以上経った頃からなのか、2023年末から、「できるだけ長く日本に滞在したい」が「ウクライナの状態が落ち着くまではしばらく日本に滞在したい」を上回り、着実に増えている。

一方で、多くの避難民が来日後3年をむかえる現在、生活費の支給は相次いで終了している。戦争も長期化し、帰国もかなわず、また日本国内で安定した職も得られない中、避難者の間では不安が広がっているという（NHK 2025）。日本財団の調査では、937人のアンケート回答者のうち、就労しているのは55.7パーセント（学生を除くと約8割）、うちフルタイムの仕事を得られているのは24.9パーセントにとどまり、働いていない避難者のうち、55.7パーセントが求職中である（日本財団 2025）。他国・他地域から逃れてきた避

図表 1：日本国内ウクライナ避難民の帰国に関する意思



出所：日本財団「ウクライナ避難民へのアンケート調査」より筆者作成

難民と比べ、比較的支援が充実しているウクライナ避難民であっても、長期的な滞在を視野に生活基盤を安定させるためには、日本社会の中にはまだ多くの障壁があることがわかる。

最近では、自治体やNPOなど、ウクライナ避難民にかかわる団体の関心や取り組みも、一時的な保護から、長期的な支援や社会統合にシフトしつつある。例えば、横浜市は、避難者が「自立」できる支援に移行、日本語教室や就労につながる支援をより重視している（稲葉 2025）。日本財団の支援も、直接的な経済的支援から、NPOを通じた就業・生活相談と日本語教育などの支援に転向している。

### 3. ウクライナの子どもと教育をめぐる現状

ウクライナ国内では、教育をめぐる現状として、学校などの施設インフラの損壊、オンライン授業への依存と地域による学力の格差が大きな課題となっている。国外に避難している子どもたちについては、ウクライナのカリキュラムとの整合性がなく学校で学習の継続性が保たれないこと、帰国時期が見込めない中で文化や言語の壁に適応しなければならないこと、さらに、ウクライナ語や文化を学び継承する機会が限られていることなどが課題である。また、ウクライナの国内外に共通して、長引く戦争による子どもへの心理的影響、滞在している国内外の地域により学習の機会や質に格差が大きいことも問題視されている。

### (1) ウクライナ国内の課題

2022年2月以降、ウクライナ国内では、1600校以上の学校が損傷、もしくは全壊の被害を受けた。ウクライナ教育科学省は、新型コロナウイルス感染症が感染拡大をした頃より、オンライン授業のプラットフォーム「The All-Ukrainian Online School」を導入し、NGOなどと運営しているが、戦時下においても継続実施されている（笹川平和財団 2023；UNICEF 2025b）。特に、ロシアが実効支配をしている地域や前線地域においては、子どもの安全を守るために、多くの学校がオンライン授業へと移行している。UNICEFによると、ウクライナ全土で40パーセントの子どもたちが、オンラインのみ、もしくは対面とオンラインの混合の授業を受けている状況<sup>4)</sup>にあるという（UNICEF 2025a）。

ウクライナの教育制度は、2018年の教育改革以降、義務教育が11年から12年に改められた。12年のうち、初等教育は4年（6歳もしくは7歳で入学）、前期（基礎）中等教育が5年、後期中等教育が3年（2017年までに初等教育に入学した児童生徒の場合は2年）である。後期中等教育修了後、毎年5～6月に実施される共通の試験（External Independent Evaluation (EIE)）に受験し合格すると、中等教育の修了証、そして、高等教育機関の入学試験への受験資格が認められる。大学、カレッジ、高等職業・技術学校に入学するためには、受験資格を取得後、入学試験に合格しなければならない。2022年は、EIEが実施されず、通常の授業の成績のみで修了と認められる措置がとられた。なお、日本国内において、EIEを正式に実施できる機関はない（National Information Centre of Academic Mobility, ENIC Ukraine 2025；笹川平和財団 2023）。

2024年5月に実施された数学およびウクライナ語の試験の結果、2003年と比べると、全国平均的に8年生のスコアは減少したものの6年生は改善傾向にあった。8年生のスコアが減少した理由は、戦争による心理的な影響、そして、6年生の結果が改善した理由は、オンライン授業のみを受ける子どもの割合が39パーセントから24パーセントに減り、直接、教室で教師からのサポートを受けられるようになったためだと分析されている。ただし、戦争の影響がより強い東部および北部の地域においては、8年生および6年生ともに、キーウや都市部の子どもたちと比べると、スコアは全体的に下降傾向にある。これは、長引く避難生活やオンライン授業の影響に加え、地方においてはそもそもIT関連の研修や施設が不足していることが一因にあると考えられている（UNICEF 2024）。

### (2) ウクライナ避難民を受け入れる他国の経験

国外で避難生活を続けるウクライナ避難民のうち、31パーセントが子どもである（UNHCR 2025）。その子どもたちの多くは、日本に住むウクライナ避難民と同様、避難先の新しい生活拠点で新しい言語を学びながら、ウクライナ政府が提供するオンライン授業

を受けている（プラン・インターナショナル・ジャパン 2025）。各国、それぞれ工夫を凝らしながら、ウクライナ避難民の受け入れに対応している。

ヨーロッパ諸国では、公立学校での教育は無償で保障されているものの、避難先の国の言語の習得は大きな課題である（笹川平和財団 2023：2）。オーストリア、フランス、ギリシャ、スウェーデン、スペインやスロベニアでは、新たに到着した避難民の子どもたちの言語能力を測ることを必須としている。また、ドイツやギリシャでは、「ウェルカム（受け入れ）クラス」が設けられていて、基礎的な言語学習の機会を提供している。エストニアでは、エストニア国内の教育を希望する子どもと、第三国に移動する子どもを区別して支援を行なっている。また、チェコ、ドイツ、ルクセンブルグでは、ウクライナ出身の教員の採用を積極的に進め、ウクライナの子どもたちが教育を受けやすい環境を整えている。スペインでは、ウクライナ語アシスタントを200名募集した例もあるという（OECD 2022a；2022b）。

また、戦争から心理的な影響を受けている難民の子どもに接する教員向けの研修等も実施されている。米国では、難民支援団体と協力し、現場の教員が難民である子どもに関する情報を容易に得られるよう工夫している（Cerna & McBrein 2022）。その他にも、子どもたちのメンタルヘルスのために、カナダでは、スポーツや芸術などの課外活動を積極的に取り入れ、ドイツでは、子どもたち同士のメンター制度を導入している例もある（OECD 2022b）。

さらに、避難民の子どもたちが母語を維持できるように配慮し、ウクライナ語の授業を新たに設ける取り組みも進められている。例えば、20万人以上のウクライナの子どもたちが編入しているドイツの学校では、2024年から第二外国語の枠を活用して、ウクライナ語の授業が導入された。ポーランドでも、7年生と8年生の第二言語の科目としてウクライナ語が選択可能となっている。また、ベルギー、ハンガリー、ルクセンブルグ、スペインやトルコなどでは、高等教育（大学）への入学や編入学に際して、ウクライナと自国の教育機関の単位や学位を対等なものとし、柔軟な措置が講じられている（OECD 2022a；2022b）。

ヨーロッパ諸国、米国、カナダと日本では、ウクライナとの地理的、文化（習慣）的、言語的な距離、また避難民の絶対数も大きく異なる。しかし、ウクライナ避難民の子どもたちを受け入れる教育や支援の現場において直面している課題には相通ずる部分も多々ある。次節では、それら共通している課題についても論じる。

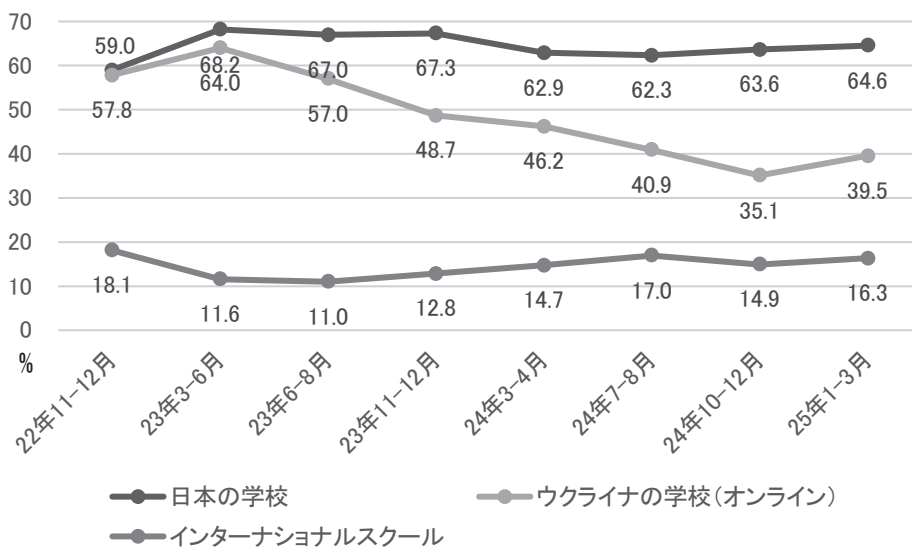
#### 4. 日本に暮らすウクライナ避難民が抱える教育上の困難

日本国内のウクライナ避難民のうち、1～2割前後、約5～7人にひとりが17歳以下の未成年である（出入国在留管理庁 2025b；日本財団 2025）。この数は、避難民の中に、義務教育段階にある学齢期児童生徒と進学を控えた若者層が一定数含まれていること、そのため、受け入れる日本社会には子どもに応じた対応も求められること、就学機会の確保や教育環境の整備も重要であることを裏付けている。

##### （1）ウクライナ避難民の教育機会の選択状況

日本財団のアンケート調査によると、ウクライナ避難民の子どもたちは、「日本の学校（いわゆる一条校）」、「ウクライナの学校（ウクライナから配信されるオンライン授業）」、日本国内の「インターナショナル・スクール」のうち、1校もしくは複数校に通級している。同調査は、保護者を対象としたアンケートで、子どもが週に何日程度、どの学校に通っているか質問しているが、以下の図表2では、「週3回以上通っている」と回答した割合を示している。1人の回答者が複数（例えば、日本の学校とウクライナの学校）選択している場合もある。

図表2：日本国内ウクライナ避難民の学校選択の推移



出所：日本財団「ウクライナ避難民へのアンケート調査」より筆者作成

日本財団のホームページに公表されているデータからでは、それぞれの学校にどの程度の子どもが在籍しているのか、複数の学校に在籍している子どももいるのか、もしくは、どの学校にも在籍していない子どももいるのか等、その人数や割合を出すことはできない。しかし、同調査について報じた、2024年5月20日の朝日新聞の記事によると、2023年11～12月の調査時点、6～17歳の子どものうち、6パーセントの子どもが「3つの学校（日本、ウクライナ、インターナショナル）」に、40パーセントが「2つの学校（日本およびウクライナ）」に、そして、23パーセントが「日本の学校」のみ、16パーセントが「ウクライナ（オンライン授業）」のみ、2パーセントが「インターナショナルスクール」のみに在籍していることが明らかになっている。さらに、4パーセントもの子どもがどこの学校にも在籍せず教育を受けていないことも指摘され、深刻な状況が浮き彫りになった（中山・篠2024）。

また、プラン・インターナショナル・ジャパンが実施した別の小規模な調査によると、2023年および2025年時点において、調査の対象となった子どもたち（22世帯の29人）が通っていた学校は、「日本の学校のみ」が31パーセントから12パーセントに減、「ウクライナの学校のみ」は17パーセントから20パーセントに増、「日本の学校とウクライナの学校両方」は、39パーセントから40パーセントに微増、そして、「インターナショナルスクール」も13パーセントから16パーセントに増であった（プラン・インターナショナル・ジャパン 2024；2025）。これらの数値の変化について、詳しい背景は分析されていないが、例えば、義務教育である日本の中学校には在籍できたものの高等学校に進学できていないなどの原因が考えられる。日本に暮らすウクライナ避難民の家族が全国に散在していることを踏まえると、それぞれの家庭での選択に加え、自治体からの就学の支援、また特に義務教育後の高等学校や大学への進学をサポートなどがどれだけ充実しているのか等が影響しているのではないかと推測できる。

## （2）ダブルスクーリング

上述のとおり、日本のみならず、ウクライナ国外に避難している子どもの多くは、避難先の現地の学校に通いながらも、ウクライナから配信されるオンライン授業を受け続けている。つまり、同時に2つ以上の学校に在籍している、もしくは、していた「ダブルスクーリング」の経験を持つ。日本においても、約40パーセントの子どもたちが、ダブルスクーリングの状況にある（日本財団 2025；プラン・インターナショナル・ジャパン 2025）。

ウクライナと日本の教育制度やカリキュラムには、当然ながら、学年や学習内容の整合性はない。突然、ウクライナから日本に避難し、日本の学校に編入することで、学びの継続性が絶たれ、学習の遅れも生じることは十分考えられる。避難先の生活に適応しながら

も、ウクライナの学校教育を、たとえオンラインでも受け続けることは、例えば、いずれ帰国しウクライナの学校に転入した際、すぐに学習に追いつくことができる、中等教育修了試験を受けることができる、また、ウクライナの教師や友人とつながりを持ち続けることができるなどの利点がある。他方、このダブルスクーリングについて、日本の支援団体からは、自由な時間が限られるため子どもが疲れてしまいストレスを感じている、日本の同世代の子どもと交流する機会を狭めているなどと報告されている（笹川平和財団 2023：3）。

ダブルスクーリングに関する保護者の捉え方も様々である。例えば、プラン・インターナショナル・ジャパンの調査によると、「子どもはダブルスクーリングに慣れ、ストレスは少し軽減した」、「教師が子どもの状況に理解を示し、負担の軽減に努めてくれるので、子どもの負担も軽減され気持ちが楽になっている」などの回答がある一方で、「子どもはリモートでの学習に疲れ、対面で母国語を用いたコミュニケーションを必要としている」とも言及されている（プラン・インターナショナル・ジャパン 2024：5，9）。

### （3）言語の壁と日本語学習の機会

来日してから数年経った今でも、約4割の子どもが、言語の壁があり、クラスメイトや周囲とのコミュニケーションが不足、日本の学校の課題をこなすのが難しいと感じているという（プラン・インターナショナル・ジャパン 2024：2025）。日本財団の調査においても、「相手の言うことを聞いてほしい理解できる（聞く能力）」や「自分の言いたいことがほしい、もしくは母国語と同じくらい話せる（話す能力）」の子どもの割合は、4割程度にとどまっている（日本財団 2025）。このような言語の課題は、義務教育修了後の高等学校や大学への進路に影響し、キャリアの選択肢を減らしてしまう可能性がある。

日本語指導が必要な子どもを対象とした日本語学習の支援体制は、各自治体にまかされているため地域差が大きい。これは、ウクライナ避難民を受け入れる以前より、多々問題視されていたことである。そのため、子どもたちが学校や支援拠点において受ける日本語指導は、どこに住んでいるかによって全く異なる。例えば、外国人の集住地域である横浜市には、市教育委員会が運営する日本語支援拠点施設「ひまわり」が複数あり、在籍校に通いながら支援を受けることができる。児童生徒や保護者を対象に、プレクラス（編入直後の初期日本語指導、学校生活体験など）、学校ガイダンス、さくら教室（就学前の学校生活・学習体験）、日本語教室集中教室（日本語の初期指導）の4つの事業が実施されている（山脇・服部 2019：52-56）。2022年4月に横浜市で初登校したウクライナ避難民の子どもたち3人も、約2週間、ひまわりで日本語や日本の学校生活について学んだ。その後、在籍する小学校に戻り学校生活を送っている（小林 2022）。

外国人集住地域と対照的に、地域に外国人が少なく散在して居住している地域（外国人散在地域）においては、学校の中に日本語指導を担当する教員はなく、日本語学習の支援を地域のボランティアやボランティアが運営する教室にまかせていることが多い。また、日本語指導以外の学校生活上の「困りごと」についても、地域のボランティアが善意、また無償でサポートしていることが多い。

#### （４）母語・母文化の学び

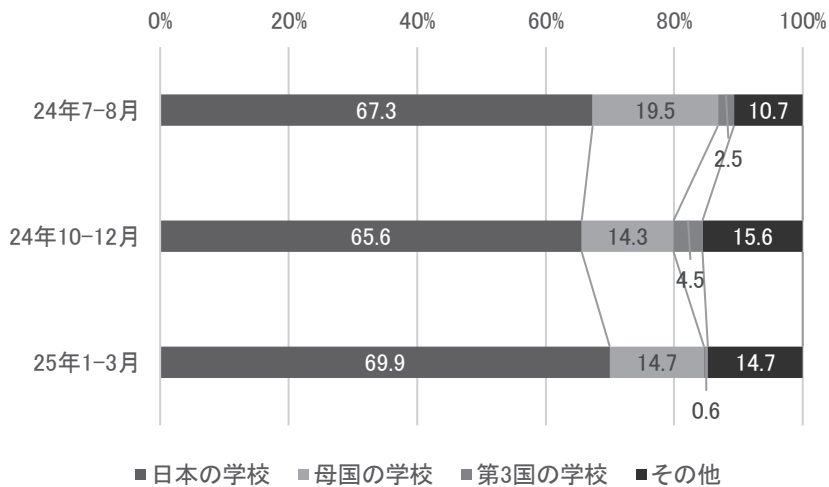
文化的言語的に多様な背景をもつ子どもたちには、日本語教育に加えて、母語の力を伸長するための取り組みも重要である。子どもの母語は、２～３年で失われてしまうといわれる。しかし、ウクライナ避難民のように、将来、帰国の可能性があり、また、父親など家族がウクライナに残っている、一緒に避難した母親がほとんど日本語を話さない状況においては、母語を喪失しないよう、母語の力も維持し続けなければならない。さらに、ウクライナの言語・文化集団への帰属意識を実感し続けることも、子どもの健全な成長のためには必要不可欠である（西川 2020：19）。

文部科学省は、義務教育段階における「母語・母文化を尊重した取り組みの推進」を課題の一つとして位置付け、母語支援員など専門スタッフの学校への派遣による支援体制の構築・強化、母語指導の教室の拡充を掲げている（文部科学省 2024）。しかしながら、現時点では制度的な枠組みは存在せず、実際の取り組みは、上述のとおり、地域、自治体やNPOの自主的な活動に依拠している。例えば、2009年に東京で設立されたウクライナの日曜学校 Dzherelce は、ウクライナ出身の子どもたちがウクライナ語を学ぶ個別の学習プログラムや、歴史、伝統、文化を学ぶことができるレッスンを用意している。子どもたちは、年齢が近い友人と母語でコミュニケーションをとることができる。日本に避難後、Dzherelceに通うことで子どもの情緒が安定したとの報告もある（プラン・インターナショナル・ジャパン 2024）。

#### （５）義務教育修了後の進学・進路の意向

日本の大学は、ウクライナ避難民の学生を受け入れたり、また、文部科学省も、ウクライナの高등학교を卒業したことで日本の大学への入学資格を与えるなど、条件の緩和を行った。しかし、日本の高등학교（以下、高校と記す）に編入学した場合、日本語で授業を受けながら卒業することは容易ではなく、その先にある大学の一般入学試験を受験することも困難である（日本財団 2023）。さらに、ウクライナの義務教育は後期中等教育も含む11～12年のため、義務教育ではない日本の高校に通うためには、受験や入学の手続きを経なければならないことを明示することも重要である。

図表3：日本国内ウクライナ避難民の進学意向の推移



出所：日本財団「ウクライナ避難民へのアンケート調査」より筆者作成

笹川平和財団は、義務教育が修了している15～18歳の若者に限った調査を実施している。調査協力者27名のうち、ウクライナの学校のオンライン授業を受けているのは14名、日本の公立・私立学校が6名、インターナショナルスクールが6名、どちらの学校も通っていないが1名となっている。日本の学校に編入学するための最大の障壁では、言語（日本語）であり、日本語学習支援や英語授業の提供、入学前準備のサポートが望まれている。そして、日本の高校に通っているのは27名のうち6名（22.2パーセント）のみにもかかわらず、20名（74.1パーセント）が日本での進学を考えているという（笹川平和財団2023）。別の日本財団の調査でも、子どもの進路希望先に関する設問があり、70パーセント近い保護者が、子どもの進学先として「日本の学校」を想定していることが明らかになっている（図表3）（日本財団2025）。

しかし、今の日本において、日本語の指導が必要な文化的言語的に多様な若者に対する義務教育修了後の支援は十分であると言い難い。進学支援の有無やあり方も自治体ごとに異なり、地域間の格差が生じている。その結果、学齢期の子どもと大人の狭間にある若者が、就学や就労の支援から取り残されている状況にある。例えば、富山県に避難をしたウクライナの15歳の少年は、中学校3年生時に来日後、高校への進学がかなわず、行政からの支援も受けていないことが報道された。富山県では外国人が県立高校に進学した例はほとんどないことを理由に、彼は私立高校の受験をすすめられるも、結果は不合格だったという（読売新聞2023）。

対照的に、2023年4月、東京都では1名、神奈川県では2名のウクライナ避難民が都立・県立高校に入学をした。神奈川県の2人のうち、1人は留学生扱い、もう1人は在県外国人等特別募集枠<sup>5)</sup>の受験で合格している（読売新聞 2023）。翌年2024年4月にも、神奈川県では1名、公立高校に進学した。横浜市は、ウクライナ語の通訳をつけ、高校への進学相談も実施している（公益財団法人横浜市国際交流協会 2025）。

その他、千葉県に避難をした16歳の別の少年は、来日時15歳で中学を卒業する年齢だったためか、学校の案内が届いたのは小学生の弟だけだったという。たまたま立ち寄った「ウクライナ心のケア交流センター渋谷ひまわり」にて、高校を探してもらい、山梨県の私立高校の通信制課程に入学、その後、都内のサポート校にも通えるようになっている（中山・篠 2024）。

ウクライナ避難民の若者の高校への進学のを着実に確保するためには、日本語学習や進学相談などの基本的な支援に加え、地域による格差を是正する取り組みが早急に求められる。さらに、ウクライナの高校や大学に復学、編入学できる選択肢を残すことも考慮しなければならない。例えば、ウクライナのオンライン授業の受講を制限せずにダブルスクーリングの実態を緩和することを目的に、ウクライナの高校と単位を互換できる仕組みを整備することも考えられる。逆に、日本で修得した学修成果をウクライナに持ち帰れるように、ウクライナ側の要件を確認し、成績証明書などを文書化・正式に翻訳するという調整も求められる。加えて、ウクライナ避難民の若者が、日本に滞在しながら、ウクライナの中等教育修了試験が受験できるよう、ウクライナ・日本両国の関係機関に働きかけることも期待される。

## 5. おわりに

ウクライナ避難民の受け入れを契機として、日本の学校教育をめぐる課題が改めて顕在化した。文化的言語的に多様な子どもたちを受け入れる際の取り組みに大きな地域格差があることは多々指摘されてきたが、改めて、滞在する地域によって支援のあり方が異なることが明らかになった。自治体の就学支援や日本語指導は、本来、法的根拠に基づいて制度的に保障されるべきである。しかし、現状では明確な根拠法が存在しないため、各自治体の裁量に委ねられている。自治体ごとの体制や予算の差異は避けられず、結果として、子どもを対象とした取り組みの内容や水準に大きな地域格差が生じている（日本財団 2023：5）。

また、母語・母文化を継承するための取り組みや、義務教育の学齢期を超えた若者への支援においても、地域による対応の差が大きく、その機会は限定的であることが明らかに

なった。日本には、ウクライナの正規の学校（インターナショナルスクールや外国学校と位置付けられる各種学校や無認可施設）はないが、実際には、多くの子どもたち、特に年長の子どもたちが、ウクライナ教育科学省が提供する、ウクライナ教育制度・カリキュラムに基づくオンライン授業を受講している。その結果、日本の学校やインターナショナルスクールにも同時に通うという、ダブルスクーリングの状況にある。子どもたちの負担を単に憂慮するだけではなく、二重の学習時間を緩和・解消するための具体的な方策を検討することが求められる。さらに、日本の高校や大学への進学を見据え、単位互換などにつながる制度的枠組みの整備も課題となっている。

日本における難民の少なさは、日本政府による認定数が極めて限定されていることに加え、移民の社会統合政策の不在や文化的言語的な差異の大きさから、難民が日本を避ける傾向にあるためと説明されてきた。しかし、過去3年間におけるウクライナ避難民の受け入れ経験は、一定の条件や支援体制が整備されれば、短期間でも日本を目指す難民や避難民が存在することを明らかにした（堀田 2022）。そして、補完的保護対象者を保護する仕組みも導入され、これらの動きは、条約難民に限定されない、より包括的な難民政策への日本社会の転換点として議論されている。難民や避難民に限らず、近年、在留外国人数は、年々過去最多を更新し、特に、家族帯同が可能な在留資格を持つ外国人の割合が増加しているため、文化的言語的に多様な子どもたちの存在も一層拡大することも予測されている。こうした状況を踏まえ、教育政策や支援の現場における今後の展開や変容を引き続き注視していきたい。

## 註

- 1) 2025年6月13日、欧州連合（EU）は、ウクライナ避難民のための緊急措置として発動した「一時的保護指令（Temporary Protection Directive）」の期限を、2027年3月までと改めて延長した（Council of the European Union 2025）。この「一時的保護指令」は、大量の避難民が発生した場合、難民申請の手続きを求めずに、最大3年間の滞在許可（デンマークを除く）と条約難民とほぼ同等の待遇を与えられ、就労や教育の権利も保障される仕組みである。2001年に創設され、ウクライナ避難民の受け入れに際し初めて発動された（日本財団 2023：21；堀田 2022：3, 15）。ただし、この「一時的保護指令」の実際の対応は、加盟国に委ねられていて対応はまちまちである。また、避難生活が長引くにつれ、避難場所が削減されたり、特別な措置の対象者が限定されたりと、ヨーロッパにおいても、対ウクライナ避難民の支援が縮小され始めているという（NHK 2025）。（Council of the European Union (2025) EU member states agree to extend temporary protection for refugees from Ukraine, Press release, uploaded on June 13, 2025. <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/06/13/eu-member-states-agree-to-extend-temporary-protection-for-refugees-from-ukraine/>（2025年9月13日取得）、小山晶子（2023）「欧州諸国におけるウクライナからの避難民受け入れ」『Human Security』No. 13, 137-149頁、を参照。）

- 2) 1981年10月、日本は「難民の地位に関する条約」に加入した。その後、40年間に渡り、難民（定住難民および条約難民）、また難民としては認定されなかったものの人道的な配慮を理由に在留が認められた者を含めると、認定件数は年平均数百名である。認定件数が千名を超えたのは、1984年、2022年、2023年のみ。（出入国在留管理庁（2024）を参照。）
- 3) 「定住支援プログラム」は、難民（条約難民および第三国定住難民）や補完的保護対象者として認定された避難民が、日本で自立した生活を送ることを目的とした、半年または1年の研修コースで、日本語教育（生活、健康、仕事、日本の社会保障制度などを572時限）、生活ガイダンス（120時限）、就職支援などが提供されている。子どもを対象としたコースは別にあり、学校体験や教科学習などを含む。日本政府が公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）に委託し実施している。（難民事業本部「定住支援プログラム」<https://www.rhq.gr.jp/support-program/p01/>（2025年9月14日取得）、日本財団（2023）を参照。）
- 4) 別のプラン・インターナショナルの報告によると、300万人の子どもが避難生活を強いられ、460万人が何らかの教育上の障壁に直面、200万人の学校が閉鎖されている。少なくとも30パーセントの教育施設が損傷、365校以上の学校が破棄された。また、世界銀行は、2024年12月時点、74万人超の子どもがオンラインと対面を組み合わせたハイブリッド、44万人超がオンラインで授業を受けていると報告している。（Plan International（2025）Three years of war in Ukraine: education disruptions deepen mental health crisis for children, uploaded on February 20, 2025. [https://plan-international.org/ukraine/news/2025/02/20/ukraine-war-disrupts-education-for-fifth-consecutive-year/?utm\\_source=chatgpt.com](https://plan-international.org/ukraine/news/2025/02/20/ukraine-war-disrupts-education-for-fifth-consecutive-year/?utm_source=chatgpt.com)（2025年9月15日取得）、World Bank（2025）Learning and School Reforms Continue in Ukraine Despite War Challenges, uploaded on March 25, 2025. <https://www.worldbank.org/en/news/feature/2025/03/25/learning-and-school-reforms-continue-in-ukraine-despite-war-challenges>（2025年9月12日取得）を参照。）
- 5) 2020年現在、公立高校の受験において外国人特別枠を設けているのは、26の都道府県であり、その内容はさまざまである。2024年時点、神奈川県の場合、外国籍を持ち、日本での在留期間が通算6年以内（小学校入学前の期間は含まない）であれば、同特別枠で志願できる。（公益財団法人かながわ国際交流財団（2024）「外国につながる生徒の高校進学サポートガイド」、読売新聞（2020）「外国人高校入学後も支援を 公立校入試に「特別枠」」2020年4月1日、11頁、を参照。）

## 参考文献

- 稲葉有紗（2025）「ウクライナ避難民 横浜に100人超 長期化を見据えて自立型支援に」朝日新聞デジタル版、2025年2月23日、  
<https://www.asahi.com/articles/AST2Q3TN7T2QULOB00JM.html>（2025年9月10日取得）。
- NHK（2025）「ウクライナから日本に避難 長期化で支援終了も 約2000人岐路に」  
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250713/k10014861821000.html>（2025年9月3日取得）。
- 公益財団法人横浜市国際交流協会（2025）「横浜市ウクライナ避難民支援ウェブサイト」  
<https://yokohamaukraine.com>（2025年9月15日取得）。
- 小林直子（2022）「『楽しい学校』ウクライナから避難の子ども、日本語支援施設で学ぶ」朝

- 日新聞デジタル版, 2022年4月22日,  
<https://digital.asahi.com/articles/ASQ4P6WFTQ4PULOB001.html> (2025年9月12日取得).
- 笹川平和財団 (2023)「ウクライナ避難民の教育分野に関する状況・支援調査 (日本国内調査) 報告書要約」笹川平和財団ウクライナタスクフォース.
- 篠健一郎・中山美里 (2024)「『生きる意味を一人ひとりが形に』ウクライナ出身の心理士は指摘した」『連載 ウクライナには帰れない「日本で生きる」避難者たち』第4回, 朝日新聞デジタル版, 2024年5月23日,  
<https://digital.asahi.com/articles/ASS5J5H52S27ULLI006.html> (2025年9月12日取得).
- 出入国在留管理庁 (2024)「我が国における難民庇護の状況等」.
- 出入国在留管理庁 (2025a)「ウクライナ避難民に関する情報」.  
[https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/01\\_00234.html](https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/01_00234.html) (2025年9月14日取得).
- 出入国在留管理庁 (2025b)「ウクライナ避難民の受入れ・支援等の状況について」.
- 出入国在留管理庁 (2025c)「令和6年における難民認定者数等について」.
- 園山大祐 (2021)「欧州諸国の移民への教育支援から何を学ぶのか」『都市とガバナンス』Vol.35, 37-49頁.
- 中山美里・篠健一郎 (2024)「大雨の渋谷駅で道に迷った家族 見えたウクライナ国旗に母は号泣した」『連載 ウクライナには帰れない「日本で生きる」避難者たち』第1回, 朝日新聞デジタル版, 2024年5月20日,  
<https://www.asahi.com/articles/ASS5J63D2S26ULLI003.html> (2025年9月10日取得).
- 西川朋美・劉蓉蓉 (2020)「日本で育つ外国ルーツの子ども・若者と継承語学習——日本の学校に通う子どもたちが家庭外で継承語を学ぶ場に関する文献調査」『子どもの日本語教育研究』第3号, 18-37頁.
- 似鳥国際奨学財団 (2025)「事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)」.
- 日本財団 (2023)「日本財団ウクライナ避難民支援の現状報告及び避難民等の共生・活躍のための支援制度に関する提案書」2023年9月19日, 日本財団ウクライナ避難民支援シンポジウム.
- 日本財団 (2025)「日本財団ウクライナ避難民支援 日本国内における支援」  
[https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/support\\_ukraine/in\\_japan](https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/support_ukraine/in_japan) (2025年9月3日取得).
- プラン・インターナショナル・ジャパン (2024)「ウクライナから日本に避難している子どもの教育とメンタルヘルスに関する現状調査 (2024年2月)」プラン・インターナショナル・ジャパン.
- プラン・インターナショナル・ジャパン (2025)「ウクライナから日本に避難した子どもたちの教育とウェルビーイングの現状～最新調査より～」2025年6月12日,  
[https://www.plan-international.jp/blog/20250612\\_blog-23/](https://www.plan-international.jp/blog/20250612_blog-23/) (2025年9月13日取得).
- 堀田真吾 (2022)「ウクライナ避難民受け入れ——今後の日本の難民政策にもたらされる機会と課題は何か——」『IPSS Working Paper Series』No.63.
- 松本浩欣 (2017)「第4章 学齢難民の社会統合と言語習得——西オーストラリア州の中等教育学校における取り組み」渡戸一郎ほか編著『変容する国際移住のリアリティ』明石書店.
- 南野奈津子 (2023)「特集: 多元化する「難民」と日本の政策課題 難民の社会統合をめぐる福祉の課題と求められるソーシャルワーク実践」『Migration Policy Review』Vol.15, 64-78頁.

- 文部科学省 (2024) 「外国人児童生徒等教育の現状と課題 令和6年2月」.
- 山脇啓造・服部信雄編 (2019) 『新 多文化共生の学校づくり 横浜市の挑戦』 明石書店.
- 読売新聞 (2023) 「「高校で友達作りたかった」ウクライナ避難民の15歳、進学できず 行政の支援なく」 読売新聞オンライン, 2023年7月15日,  
<https://www.yomiuri.co.jp/national/20230712-OYT1T50223/> (2025年9月13日取得).
- 横浜市 (2025) 「ウクライナ情勢への対応」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kokusai/shimai/2022odesa.html>  
(2025年9月10日取得).
- Cerna, Lucie. & Jody McBrein (2022) Supporting Ukrainian refugee students. OECD Education and Skills Today, uploaded on April 8, 2022.  
<https://oecdeditoday.com/supporting-refugee-students-ukraine/> (2025年9月15日取得).
- National Information Centre of Academic Mobility, ENIC Ukraine (2021) Information on complete general secondary education qualification/level and admission to higher education programs in Ukraine due to COVID-19. ENIC Ukraine.
- OECD (2022a) Rights and Support for Ukrainian Refugees in Receiving Countries. Paris: OECD Publishing.
- OECD (2022b) Supporting the social and emotional well-being of refugee students from Ukraine in host countries. Paris: OECD Publishing.
- UNHCR (2025) Ukraine Refugee Situation, Operational Data Portal.  
<https://data.unhcr.org/en/situations/ukraine> (2025年9月15日取得).
- UNICEF (2024) Upward trend in educational results masked by subject, age and location disparities, according to second phase of educational quality assessment, uploaded on October 9, 2024.  
<https://www.unicef.org/ukraine/en/press-releases/upward-trend-educational-results-masked-subject-age-and-location-disparities> (2025年9月10日取得).
- UNICEF (2025a) The devastating toll of war on Ukraine's children. UNICEF Europe and Central Asia, uploaded on February 21, 2025.  
<https://www.unicef.org/eca/press-releases/devastating-toll-war-ukraines-children> (2025年9月10日取得).
- UNICEF (2025b) Three years of full-scale war for Ukraine's children. UNICEF Europe and Central Asia, uploaded on February 21, 2025.  
<https://www.unicef.org/eca/stories/three-years-full-scale-war-ukraines-children> (2025年9月12日取得).